

静岡県告示第777号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、袋井市において平成25年3月26日付け県公報第2483号告示第241号及び平成31年3月29日付け県公報第3102号告示第311号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和3年10月8日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

豊沢二軒家A土砂災害警戒区域 豊沢二軒家A土砂災害特別警戒区域

豊沢二軒家B土砂災害警戒区域 豊沢二軒家B土砂災害特別警戒区域

豊沢藤ヶ谷土砂災害警戒区域 豊沢藤ヶ谷土砂災害特別警戒区域

山科豊田土砂災害警戒区域 山科豊田土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所、袋井市役所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）